

2024年9月10日
NHK 広報局

「ラジオ国際放送問題」に関する役職員の責任の明確化について

ラジオ国際放送で、NHK国際番組基準に抵触する極めて深刻な事態を招いたこと、また、事前に備えれば対応し得る状況であったこと、発生後の放送対応、広報対応で十全な対応が行えなかったことを踏まえ、以下のように役員の責任を明らかにするとともに、職員の懲戒処分を行いました。

1. 役員責任の明確化

会長	稲葉 延雄	役員報酬 自主返納	50%・1か月
副会長	井上 樹彦	同上	
専務理事	山名 啓雄	同上	
理事	中嶋 太一	同上	
理事	傍田 賢治	辞任(9月10日付)	

2. 職員の懲戒処分

国際放送局長		減給
国際放送局 専任局長(2人)		減給
国際放送局 多言語メディア部長		出勤停止 3日
多言語メディア部 チーフ・ディレクター		減給

【NHKコメント】

「今回の事案は、みずから定めた国際番組基準に抵触するなど、NHKが、放送法で定められた担うべき責務を適切に果たせなかったという、極めて深刻な事態であり、重く受け止めています。改めて深くお詫び申し上げます。報告書に盛り込まれた再発防止策を着実に実行し、国際放送に関するガバナンスを強化して、信頼回復に努めるとともに、視聴者・国民から負託された公共放送の使命を果たしてまいります」

なお、傍田理事が担当する「メディア総局副総局長」職については、報道局長の原聖樹が9月11日発令で「メディア総局副総局長 報道局長事務取扱」として就任します。

2024年9月10日
株式会社NHKグローバルメディアサービス

2024年8月19日、ラジオ国際放送などの中国語ニュースで、当社が業務委託契約を結んでいた中国籍の外部スタッフが、沖縄県の尖閣諸島の帰属などをめぐって、原稿にはない、日本政府の公式見解とは異なる発言をしました。

NHK国際番組基準に抵触するなど、NHKが、放送法で定められた担うべき責務を果たせない極めて深刻な事態となりました。この問題で、当社の責任の所在を明確にするため、代表取締役などが、役員報酬の一部を自主返納することとしました。

1. 自主返納

NHKの担当理事が、当社の代表取締役と専務取締役を嚴重注意しました。代表取締役と専務取締役は、役員報酬の一部を自主返納することとしました。

代表取締役	神田 真介	30%	1か月
専務取締役	馬場 広大	30%	1か月

2. NHKグローバルメディアサービスのコメント

業務委託契約を結んでいた外部スタッフの管理責任を十分に果たせず、NHKグループの信頼を損ねる重大な結果となったことは痛恨の極みです。このような事態を招いたことに、心よりお詫び申し上げます。

今後、当社が関わるあらゆるコンテンツとサービスにおいて、改めて社員や外部スタッフの業務におけるリスクを再点検してガバナンスを強化し、会社をあげて再発防止と信頼回復に取り組んでまいります。

以上